

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和2年6月15日(月)

開会 午前10時00分

閉会 午前11時50分

出席者 委 員 委員長 中 島 克 訓

大 浦 兼 政 青 木 一 男 入 野 登志子

関 口 孫一郎 梅 澤 米 満 福 田 裕 司

天 谷 浩 明

議 長 小 堀 良 江

傍 聴 者 森 戸 雅 孝 小 平 啓 佑 浅 野 貴 之

川 上 均 古 沢 ちい子 大 谷 好 一

坂 東 一 敏 茂 呂 健 市 内 海 まさかず

小久保 かおる 針 谷 育 造 氏 家 晃

千 葉 正 弘 白 石 幹 男 福 富 善 明

針 谷 正 夫 大阿久 岩 人

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 佐 山 美 枝

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 藤 澤 恭 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	小保方	昭	洋
総務部長	永島		勝
危機管理監	福田	栄	治
財務部長	大野	和	久
消防長	小島		徹
総合政策部副部長兼 総合政策課長	増山	昌	章
総務部副部長兼総務課長	瀬下	昌	宏
地域づくり推進課長	横倉	延	男
職員課長	小川		稔
情報システム課長	須見		誠
危機管理課長	間中	正	幸
財政課長	小野寺	正	明
資産税課長	臼井	一	之
消防総務課長	鈴木	宏	之
警防課長	中山	全	良

令和2年第4回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和2年6月15日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第43号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第48号 栃木市民憲章の制定について
- 日程第3 議案第50号 財産の取得について（高規格救急自動車）
- 日程第4 議案第51号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）
- 日程第5 議案第40号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第3号）（所管関係部分）
- 日程第6 陳情第1号 日本政府及び国会に対し、「日米地位協定の抜本の見直しを求める」よう
意見書提出を要請する陳情書

◎開会及び開議の宣告

○委員長（中島克訓君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（中島克訓君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（中島克訓君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第43号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

臼井資産税課長。

○資産税課長（臼井一之君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程をいただきました議案第43号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は30ページから33ページであります。また、議案説明書は5ページから11ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の5ページを御覧ください。議案第43号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由であります。地方税法の一部改正に伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市都市計画税条例の一部を改正することについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。

次に、改正の概要についてであります。1つには第2条関係において引用条項を改めること、2つには附則関係において引用条項を改め、わがまち特例の特例項目に係る規定の整備を行うことというものであります。

次の参照条文につきましては、省略させていただきます。

以上で、議案説明書の改正概要の説明を終わらせていただきます。

次に、改正の内容につきまして、新旧対照表でご説明させていただきます。恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開きください。左のページが現行、右のページが改正案となります。7ページの第2条第2項につきましては、引用条項のずれを改めるものでございます。

附則に入ります。附則、法附則第15条は、固定資産税の課税標準の特例についてでありまして、附則第6項の削除、附則第8項の追加に伴う改正と引用条項の整理であります。附則第8項につきましては、平成29年の水防法の改正により洪水浸水想定区域内で輪中堤防、その他の帯状の盛土構造物が存する区域にあって、洪水の拡大を抑制する効用があると認められるものを水防管理者が地権者の同意を得た上で浸水被害軽減区域として指定できる制度が創設され、法附則第15条第47項は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間にその区域に指定された土地に係る都市計画税の課税標準の特例割合を定めるものでありまして、指定された日の属する年の翌年から3年度分まで都市計画税の課税標準となるべき軽減割合については3分の2にするというものであります。なお、現在、浸水被害軽減区域の指定は本市にはございません。

次に、附則第10項以降については、いずれも改元対応と引用条項の整理でありますので、説明は省略いたします。

新旧対照表の説明は以上であります。

次に、議案書でございますが、恐れ入りますが、議案書の32ページを御覧ください。附則の施行期日ですが、附則第1項によりこの条例は公布の日から施行するというものでございます。

続きまして、33ページを御覧ください。(令和2年の法律)のところですが、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が令和2年6月10日に国において公布になりましたので、空欄部分に第43号、43とご記入ください。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(中島克訓君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

青木委員。

○委員(青木一男君) この引用条項を改めて、わがまち特例の特例項目に係る規定の整備を行うこととしてありますが、平成24年の税制改正によりまして、地方税の特例措置について地方自治体が自主的に判断できるという条例が決まりました。正式名では、地域決定型地方税制特例措置というものかと思えます。その内容的なものは、どのような制度なのかちょっと教えていただきたいと思えます。

○委員長(中島克訓君) 白井資産税課長。

○資産税課長(白井一之君) これまで地方自治体というよりは、国において一律に固定資産税の特

例措置が決められたわけなのですが、この条例、平成24年の税制改正によりまして、地方自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるように自主的に判断して条例で決定して、特例の割合を決定していけるような、そんな制度になりまして、委員がおっしゃったように地域決定型地方税特例措置ということで、栃木市の市税条例においても太陽光等の特例等が定めてあるような、そんな状況でございます。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 太陽光等、ほかの自治体、市町村でも多分同じようなものが対象になっているかと思うのですが、栃木市は主にそのほかにどのような資産が対象となっているのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 臼井資産税課長。

○資産税課長（臼井一之君） 主に市税条例なんか御覧いただいて、その中ではこれが栃木市特有かどうかというのはちょっと分かりませんが、水質汚濁防止法とか大気汚染防止法、特定都市河川浸水被害対策法等で、そちらのほうに貢献するような固定資産については、栃木市独自で軽減の割合を決定して、一覧になってございます。栃木市特有ということでは、多分似たり寄ったりの内容になっていると思うのですが、特例割合については栃木市独自というか、決定しているような状況でございます。

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ただいま、討論省略のお声がありました。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第43号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えがありますので、暫時お待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 日程第2、議案第48号 栃木市民憲章の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

瀬下総務課長。

○総務部副部長兼総務課長（瀬下昌宏君） おはようございます。ただいまご上程をいただきました議案第48号 栃木市民憲章の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は52ページ、議案説明書は39ページ及び40ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の39ページを御覧ください。提案理由であります、市民主体の住みよいまちづくりを推進するため、まちづくりをする上での市民の心構えや行動指針として、栃木市民憲章を制定したいというものであります。

参照条文を御覧ください。本案は、地方自治法96条2項の規定により、昨年12月議会において議決をいただきました栃木市議会の議決すべき事件を定める条例本則1号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案書の52ページを御覧ください。市民憲章の制定につきましては、学識経験者や市民で構成する栃木市市民憲章審議会におきまして、市民から募集したキーワード等を参考として素案を作成し、パブリックコメントを経まして、本年3月に原案の答申をいただいたものであります。

ここで市民憲章を朗読させていただきます。「栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。一つ、笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります。一つ、自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくりまします。一つ、交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います。一つ、健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます。一つ、広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します」。このように市民憲章は、前文と本文の2構成となっており、前文の第1段落で本市の特色を、第2段落で市民憲章の目的を述べております。一つで始まる本文につきましては、前文の第2段落で述べている目的に沿って市民に望まれる具体的な行動を定めております。本文につきましては、唱和することを前提とした分かりやすい表現で作成をいたしました。市民憲章につきましては、新生栃木市10周年記念式典が予定されております10月10日を制定日といたしたいと考えております。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） よろしく申し上げます。非常に分かりやすい市民憲章ができたのかなという感想を持たせていただきました。ただ、改めてになるのですが、説明もございましたけれども、こ

の制定経過の概要について、例えば制定組織も若干触れられていましたけれども、その辺改めてもう一回説明いただきたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 瀬下総務課長。

○総務部副部長兼総務課長（瀬下昌宏君） 制定の経過ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務部副部長兼総務課長（瀬下昌宏君） 主に先ほど申し上げました市民憲章の審議会のほうで審議をいただいた形になるのですけれども、そちらが第1回の審議会が昨年6月、第1回目が開かれまして、この第1回において市民の方からキーワードを募集することについての審議を行いました。その後8月、9月とこういったキーワード等の募集等の結果を踏まえ、素案のほうを作成をいたしました。そのほか解説文等についても、その中で審議をしたところです。その後、11月に議員研究会のほうでその素案の説明をさせていただいた後、昨年の12月から今年の1月にかけてパブリックコメントを実施いたしまして、最終的に今年の3月、最終案の答申のほうをまとめまして、その最終案のほうの提出を審議会のほうからいただいた形になります。提案しております中身につきましても、その最終的な答申をいただいたものと同じ文章となっております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 説明の中で10月からとさっきありましたけれども、やっぱり一番重要なのは、ここでどのように推進活動をしていくかということだと思います。

○委員長（中島克訓君） 瀬下総務課長。

○総務部副部長兼総務課長（瀬下昌宏君） この普及啓発ということかと思うのですけれども、その辺につきまして、10月の10日の記念式典のほうで発表させていただいた後、基本的にはまず額を作りまして、そちらのその額のほうを市内の各施設、小中学校ですと44、それと本庁や総合支所に7つ、そのほか公民館ですとか文化会館のほうに、大体全部で75施設のほうにこういった市民憲章を掲げた額を掲げさせていただきたいというふうに考えております。このほかできれば普及を図るために成人式等の式典ですとか、あとできれば市民の皆様の協力を得まして、団体の総会等でもしできれば唱和していただくとか、そのほかもちろんホームページですとか広報紙に掲載するほか、いろんな市を紹介する冊子を作るときには、この市民憲章のほうを刷り込んでいただくような形での啓発のほうを図っていきたいというふうに現在では考えております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） せっかくいいものをつくったのに、例えばですけれども、今栃木市民の歌というのが夕方5時とかに流れると、何となくもうなじんでしまっているかなって私は思ってい

るのです。子供たちとかに聞くとやっぱり口ずさむ、学校でも習っているのでしょうかけれども、放送というのではないのですけれども、何かそういうので流せると、またいいのかなというふうに思っているのですけれども、例えば掲額してやるとか、成人式に紙に書いて出すのもいいのですけれども、何か事あるごとに流す、聞いてもらうということもいいのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（中島克訓君） 瀬下総務課長。

○総務部副部長兼総務課長（瀬下昌宏君） 確かに耳に慣れるということが普及啓発ですごく大切なことになってくると思いますので、委員ご提案のような市民の歌のような形で流すとちょっと長いのかなとは思っているのですけれども、何とかできるだけ放送等で、防災無線とかを使ってもしもできるのであれば、そういった本当に耳に入って頭の中に刻み込まれるというか、しみ込むような方法をちょっと考えていきたいと思います。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 例えばFMくららとか、ああいうもので流しても、そんなに邪魔になるものではないのではないかと思うので、そこら辺は苦心してお願いしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか、要望で。

青木委員。

○委員（青木一男君） 合併10周年記念ですか、この市民憲章ができたということ、すごく意義があるのかなというふうに思っています。一体感の醸成を図るにはやはり旧1市5町の皆さんがこの市民憲章のとおり今後歩いていけるようにという意義があるものと思っております。

それで、この5項目、他の自治体においても大体5項目、4項目、6項目ぐらいかなというふうに思うのですが、この5の重きに置いたもの、順番等も考えたと思うのですけれども、市民にとって、市にとって、この辺はしっかりと一つになっていこうというのをどのように検討したかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 瀬下総務課長。

○総務部副部長兼総務課長（瀬下昌宏君） 制定に当たりましては、先ほどキーワードのほうの募集をさせていただきましたというふうにお答え申し上げましたけれども、そのキーワードの募集の中で一番多かったキーワードというものが自然、2番目が笑顔、3番目が親切、優しいというようなキーワードでございました。基本的に制定の過程に当たりましては、こういった市民の中から寄せられたキーワードで多かったものは必ずできるだけ反映させていくというような考え方で作成していったわけですが、1番から5番まで5つある中でどれが大切ということは特には順位付けはできないものとは思っておりますけれども、一番初めにある笑顔で挨拶を交わし、相手を思いやるということは、これやはり一番の基本かなというふうには、これはちょっと私の個人的な気持ち

ですけれども、そんなふうには思っております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） それと75施設に額を作ると、今考えているということなのですが、私もすぐくそれには大賛成なのです。小山市は、やはり額があって、その中に3つの木と花とあれですか、ありますよね。そういった写真とかイラストとか、そういう額の中には考えてはいらっしゃるのでしょうか、それともこの文字だけをというふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 瀬下総務課長。

○総務部副部長兼総務課長（瀬下昌宏君） どんな形の額にするかというのはちょっとこれから検討する段階だったのですけれども、確かに委員がおっしゃるとおり文字だけというのもちょっと味気ないのかなというふうな感じもいたしますので、今言っていたいた市の木ですとか花ですとか、そういったものをうまく取り込んだ形のデザインを作ればいいかなというふうに、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第48号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えをいたしますので、よろしく申し上げます。

〔執行部退席〕

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第3、議案第50号 財産の取得について（高規格救急自動車）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまご上程いただきました議案第50号 財産の取得につきましてご説明を申し上げます。

議案書は54ページ、議案説明書は43ページから44ページまでであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の43ページを御覧ください。議案第50号 財産の取得についてであります。提案理由でございますが、栃木市消防署に配備中の高規格救急自動車1台が老朽化したため、高規格救急自動車1台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の54ページを御覧ください。財産の取得についてでございますが、1、財産の表示につきましては、高規格救急自動車1台であります。

2、取得の方法につきましては、事前審査型条件付一般競争入札であります。

3、取得予定価格につきましては、4,125万円であります。

4、取得相手につきましては、宇都宮市横田新町3番47号、栃木トヨタ自動車株式会社、代表取締役社長、新井孝則であります。

なお、本件の入札に参加した業者は2社で、落札率は90.32%であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） よろしくお願ひいたします。質疑があったときに針谷育造議員のほうから、入札金額とか、もろもろの説明があったのですけれども、そのときに言われた金額とタブレットで結果の見た金額がちょっと合わなかったもので、この差というか、多分10%の消費税が入っているものなのかなと思ったのですけれども、ちょっと確認をさせていただきます。タブレットで見るところでは、市が出す予定価格に税抜きと書いてあって結果が出ているのですけれども、質疑で針谷議員のほうから言われたときはちょっと金額が違っていたものですから、確認をさせていただきます。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） お答えを申し上げます。

委員がおっしゃられたとおり税抜きと税込みの金額の差というふうに思われますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） そうしますと、タブレットで書いてあるのは、税抜きって書いてあるので、説明を受けるときに税が入っていますよとか、その辺も言っていただけるとちょっとありがたかったかなって思っています。

続けていいですか。

○委員長（中島克訓君） はい、どうぞ。

○委員（入野登志子君） 今回、老朽化ということ言われているのですけれども、各分署ですか、ところにもあると思うのですけれども、この老朽化したことよっての買換えの計画とか、購入計画というのですか、そういうのはあるのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） ただいまのご質問にお答えいたします。

消防本部消防計画にある消防力の整備計画により、救急車は7年から8年、走行距離で15万キロを更新の目安として計画を立てております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 分かりました。計画があるということなので、今後、毎回この補正予算を組む6月とか9月とか、そういう時期が多いような気がするのですけれども、こういう時期に買い換える計画になっているのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

時期的には6月というのが救急車の入札をした後に艤装、救急車を造り上げるまでの期間が相当な期間がやっぱりかかりますので、今ぐらいの時期になるかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ご苦労さまです。1点ちょっとお伺いします。買換え、入替えということですが、今回例えば特徴的な救急自動車の装備というのですか、何か例えば今はもう何でもかんでもA I だっってなっていますよね。例えば機械積んでいる中に今までとは違うこういうものが入っているのだとか、こういうのが特徴なのだという救急車であるといいなというふうに思っているのですけれども、そういう点で何か改良点みたいなものはあるのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） 今回の更新する救急車ですが、高規格救急車ということで、効率的な救急活動を行うために広い室内スペース、また搬送中の振動などにより傷病者が感じる苦痛を和らげ

るための防振ベッド、心電図や血圧等を測定しながらモニターできる監視装置、またはAEDや人工呼吸器をはじめとする高機能な救急資材等を搭載しております。

以上となります。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 実は私も何回かお世話になっているのです、非常にいいものだなと、すばらしいなと思って、今聞いているのは今までの従来の機械の装備に対して、これはちょっと今回違っているのだと、これは今までないものを積んでいるのですよということがあれば教えていただきたいというお話をしたつもりなのですが、いかがですか。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） 資機材的には今までの救急車とほぼ変わらないのですが、最新の資機材のほうをバージョンとかアップになっていますので、そちらのほうが最新のものが搭載されております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 先ほどの三、四回私お世話になっているのですけれども、変な話乗り心地がいいのです。気分が悪いのに乗っているのです、だから何が言いたいかといったらそういうことで、やっぱり患者さんというか、非常に安心して、そのときは救急だから大変でしょうけれども、隊員の方にもご苦労願いますけれども、そういう面では新しい機械が入ると、それもプラスして情報提供ということで言ってもらったほうが何かいいものを買っているのだという意識が高まるので、そういうもので要望としてお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 要望で。

ほか質疑ございませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 財政措置の件でちょっとお聞きしても大丈夫ですか。財政措置の件で。消防団の車の場合は、防災基盤整備事業ですか、で45%国からの措置があると思うのですけれども、この消防署に対しても、その措置というのは対象になるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） それは、消防署の車のほうは該当はないと思われま。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 今回消防署の救急車ですね、救急自動車ですね。その国からの財政措置はどういったものがあるかをお聞きしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） お答えいたします。

今回の高規格救急自動車のほうですが、国からの補助金のほうをいただいて購入しております。
以上でございます。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） その補助率等がお分かりになればお聞きしたいと思いますが、分からないですか、所管外ですか。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） 緊急消防援助隊の補助金のほうになりますが、この補助金は対象事業ごとにその執行に必要な経費を算定し、補助基準額が定められております。その補助基準額の当該該当補助金の2分の1というふうなことになっておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第50号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第4、議案第51号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） ただいまご上程いただきました議案第51号 財産の取得につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は55ページ、議案説明書は45ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の45ページを御覧ください。議案第51号 財産の取得についてであります。提案理由でございますが、栃木市消防署に配備中の水槽付消防ポンプ自動車1台が老朽化したため、水槽付消防ポンプ自動車1台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の55ページを御覧ください。財産の取得についてでございますが、1、財産の表示につきましては、水槽付消防ポンプ自動車1台であります。

2、取得の方法につきましては、事前審査型条件付一般競争入札であります。

3、取得予定価格につきましては、7,491万円であります。

4、取得相手につきましては、宇都宮市石井町1222番地15、栃木県消防整備株式会社、代表取締役、村田宣夫であります。

なお、本件の入札に参加した業者は8社で、落札率は93.97%であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありますか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） ありがとうございます。やはり質疑で針谷育造議員が言われたことの確認だけなのですが、タブレットで載っているのは税抜きで、発表されたのは10%入った金額ということですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（入野登志子君） 分かりました。

それで、今回初めてちょっとこの会社ですか、栃木県の消防整備株式会社、説明を受けたときは県内では実績があるのですよという説明だったかと思うのですが、この栃木市においては、そういった実績があったのかどうかお伺いいたします。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） 当消防本部におきましても、平成27年度に消防ポンプ自動車1台の納入実績がございます。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 消防ポンプですので、今回は水槽付消防ポンプということなので、形が違
う、機種が違うということですか。それで、今8社ということでは、8社もこういう水
槽付のものがあると思うのですけれども、その中で一番安かったということでこの会社になった
わけですか。総合的なものでここになったのか。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） 入札の金額が一番安かった、低い価格で入札をされたということでした。
以上です。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 入札で一番安かったというところで決められたということですので、
この前にやったのは栃木トヨタでしたっけ、ですので、トヨタの車かなと思うのですけれども、こ
こで出てくる車のメーカーというのはどこか決まっているのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） 車のメーカーのほうは特には指定はしておりません。
以上です。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） でも、金額も決まっているので、例えばこの前のページは栃木トヨタだか
らトヨタの車なのだろうなって、こう思うのですけれども、8社が入札参加しているので、ここで
決めたのだからどこかのメーカーのこれなのだなってイメージがするのですけれども、そこもまだ
発表ができないということでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） 落札業者の栃木県消防整備株式会社のほうで、車種のほうは日野という
ふうなことでお聞きしております。

〔「日野」と呼ぶ者あり〕

○警防課長（中山全良君） はい。

以上となります。

○委員長（中島克訓君） 入野委員、よろしいですか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 分かりました。では、日野自動車というところで。

それで、先ほども伺ったのですが、今回も老朽化ということで買換えをしていくのですけれども、
計画的にはこの消防車に関しては何年とか何キロとか、そういう計画で計画がされているのでし
ょうか。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） 消防車両のほうの更新計画は、やはり栃木市消防本部の消防計画であります、消防自動車の更新計画で運用年数を15年として目安として考えております。

以上となります。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

ほかに質疑は。

福田委員。

○委員（福田裕司君） これ前の議案50号と51号、今回の、一緒だと思うのですがけれども、今回落札はたしか高規格のほうは3,750万円、それで消防ポンプのほうは6,810万円というふうに確認しているのですがけれども、どちらも相応な価格なわけですよ。それで、こういう車に対して、例えば仕様書どおりに車ができていますのかとか、完成したときの立会いですよ、要は。中間立会いですとか、完成立会いというのは行っておるのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） 検査のほうですが、やはり中間検査で各資機材とか艤装のほう、そちらのほう、もちろん完成検査のほうもそこを確認して、きちんと仕様書どおりにできているかどうか、そこら辺のちゃんと確認を取っております。

以上となります。

○委員長（中島克訓君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そこで例えば問題点ですとか、検査したときに出たことなんてあるのでしょうか。指摘を栃木消防のほうから、ここは仕様どおりにないから直せとか、そういう実績ってございますでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） メーカーのほう、落札業者のほう、艤装メーカーのほうに仕様書どおりに作成していただいていますので、ほぼそのようなことはなく、軽微なものはあるかも分かりませんが、ほぼ仕様書どおりにきちんと造り上げられているというのが今までの実績でございます。

以上となります。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） すみません。ちょっと確認なのですが、タブレットでこの消防水槽付消防自動車が持っているところを書いてあるのですがけれども、消防署と藤岡、都賀、西方、岩舟ってあるので、大平のほうにもこれ配備されているのですか。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） 大平分署のほうには、水槽付消防ポンプ自動車の代わりといたらあれなのですがけれども、化学車、やはり水は積載してあります。その車が配備されていますので、水槽付ポンプ自動車と同様なことで扱いはできると思います。

以上となります。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 今福田委員が仕様の検査等のお話がありましたけれども、私は逆に仕様の内容、装備品の内容はどのように決めるのか、8社で一番安かったということは、当然8社とも仕様は一緒ということですね、と思います。その中で仕様を15年前に入れたものを入れ替えるとなると、時代も違うし、全然もう世の中変わっていますから、当然仕様も変えるべきだと思うのです。それがやっぱり重要だと思うのですけれども、その仕様を決める方法というか、そういった基準とあるのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） 先ほど委員がおっしゃられたとおりに、仕様のほうも最新のほかの消防本部等々の情報を取ったり、そういうもので最新のものを造り上げるように研究していますので、20年前の車両とはやはりちょっと違った仕様になっております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 当然仕様が変わるのは分かるのですが、その仕様を決める基準、それは国の基準なのか、県の基準なのか、市の独自の、あとは地域性によっても変わるかと思うのですけれども、その基準というのはどういったものがあるのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 中山警防課長。

○警防課長（中山全良君） 消防ポンプの作成するための国の基準がありますので、その消防ポンプの基準にのっとって作成しております。

以上となります。

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第51号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ご苦勞さまでした。ここでまた執行部の入替えをしますので、暫時待ってください。

〔執行部退席〕

◎議案第40号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第5、議案第40号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

小野寺財政課長。

○財政課長（小野寺正明君） よろしく申し上げます。

ただいまご上程をいただきました議案第40号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページを御覧ください。令和2年度栃木市の一般会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億9,999万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ838億1,062万9,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は、第3条、地方債の追加は、第3表、地方債補正による。

第2項は、地方債の変更は、第4表、地方債補正によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

6ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正（追加）であります。所管関係部分は、1行目の栃木市民活動推進センター運營業務委託の1項目であります。市民活動推進センターの安定した管理運営を行うため、令和3年度から令和7年度までの5年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

7ページを御覧ください。第3表、地方債補正（追加）であります。起債の目的欄の1行目、まちづくり事業（施設整備）から5行目、農地災害復旧事業までの計5件について追加させていただくものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきます。

8 ページをお開きください。第4表、地方債補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。上段の補正前の起債の目的欄の1行目、公共施設等再編事業から4行目、社会教育施設災害復旧事業までの計4件について起債の限度額を変更するものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明をさせていただきます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

9 ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。9 ページは歳入、次の10、11ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き所管関係部分の歳入についてご説明をさせていただきます。

12、13ページをお開きください。15款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額4億3,798万5,000円の増額であります。説明欄のマイナポイント事業費補助金につきましては、本年9月からマイナポイント事業が開始されることに伴い、普及啓発及び窓口受付件数の増加に伴う事務費に対する国庫補助金について増額補正するものであります。

次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国において新型コロナウイルス感染拡大の防止とともに感染拡大の影響を受けている地域の経済や住民生活について地域の実情に応じ、必要な事業を実施するための交付金の新設されたことから、増額補正するものであります。

次の社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、法令等の改正に伴う住民基本台帳及び戸籍情報システムの改修費に対する国庫補助金について増額補正するものであります。

14ページ、15ページをお開きください。19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額650万9,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金からの繰入金を増額補正するものであります。

21款5項4目2節雑入は、補正額250万円の増額であります。説明欄の防災ラジオ販売収入等（危機管理課）につきましては、自主防災組織が行う地域の防災活動に必要な資機材等を整備する経費に対する一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金を増額補正するものであります。

16ページ、17ページをお開きください。22款1項市債であります。1目1節総務管理費は、補正額80万円の増額であります。説明欄の旧合併特例事業債（まちづくり施設整備）につきましては、市民活動推進センターの移転に伴う市民交流センターの改修費に充てる起債を増額補正するものであります。

4目1節農業債は、補正額1,050万円の増額であります。説明欄の地方道路等整備事業債（農道整備事業）につきましては、県単独農業農村整備事業による農道の改修に充てる起債を増額補正するものであります。

3節林業債は、補正額350万円の増額であります。説明欄の緊急自然災害防止対策事業債（林道

整備事業)につきましては、栃木県補助営林道事業に対する林道下皆川線改良工事費に充てる起債を増額補正するものであります。

7目1節小学校債は、補正額2億4,210万円の増額であります。説明欄の学校教育施設等整備事業債(小学校施設整備事業)につきましては、小学校ICT環境整備事業によるネットワーク整備に充てる起債を増額補正するものであります。

2節中学校債は、補正額1億760万円の増額であります。説明欄の学校教育施設等整備事業債(中学校施設整備事業)につきましては、中学校ICT環境整備事業によるネットワーク整備費に充てる起債を増額補正するものであります。

3節社会教育債は、補正額540万円の増額であります。説明欄の旧合併特例事業債(公共施設等再編事業)につきましては、栃木公民館解体事業による設計委託費に充てる起債を増額補正するものであります。

9目2節社会教育施設災害復旧事業債は、補正額950万円の増額であります。説明欄の社会教育施設災害復旧事業債(過年分)につきましては、昨年の台風19号により被災した大平公民館の非常用発電機の修繕に充てる起債を増額補正するものであります。

9節農業施設災害復旧事業債は、補正額260万円の増額であります。説明欄の農林水産業施設災害復旧事業債(過年分)につきましては、昨年の台風19号により被災した水路の土砂撤去及びのり面復旧工事費に充てる起債を増額補正するものであります。

11節農地災害復旧事業債は、補正額90万円の増額であります。説明欄の農林水産業施設災害復旧事業債(過年分)につきましては、昨年の台風19号により被災した農地復旧費に充てる起債を増額補正するものであります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き、所管関係部分の歳出についてご説明いたします。18ページ、19ページをお開きください。2款1項2目文書広報費は、補正額428万2,000円の増額であります。説明欄の文書管理費につきましては、庁用器具であるシュレッダーの故障による更新のための器具購入費であります。

次のコミュニティFM事業費につきましては、各放送局等における無停電電源装置のバッテリー交換及び三鴨中継局の送信設備の改修工事費、無線局定期登録点検委託料であります。

6目企画費は、補正額25万2,000円の増額であります。説明欄のマイナポイント普及啓発事業費につきましては、本年9月から開始されるマイナポイント事業の普及啓発に係るチラシ等の印刷製本費であります。

10目情報システム管理費は、補正額440万円の増額であります。説明欄の住民情報システム管理費につきましては、国外転出者にマイナンバーカードを交付するため住民基本台帳システムの改修に係るシステム改修委託料であります。

15目諸費は、補正額141万3,000円の増額であります。説明欄の市民活動推進センター管理運営費

につきましては、市民活動推進センターの移転に係る市民交流センターの改修に伴う設計業務委託料であります。

20ページ、21ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、補正額421万9,000円の増額であります。説明欄の会計年度任用職員共済費につきましては、3項目めの会計年度任用職員人件費の増に伴う共済費であります。

続きまして、少しページが飛びますが、38、39ページをお開きください。9款1項5目災害対策費は、補正額313万2,000円の増額であります。説明欄の会計年度任用職員共済費につきましては、3項目めの会計年度任用職員人件費の増に伴う共済費であります。

次の防災事業費につきましては、自主防災組織である泉町自主防災会が地域の防災活動に必要な資機材等を整備する経費に対するコミュニティ助成事業補助金であります。

次の会計年度任用職員人件費につきましては、昨年の台風19号で被災した市民に対する被災者生活再建支援金及び被災者住宅復旧事業費補助金の申請状況を踏まえ、会計年度任用職員を雇用するための人件費であります。

以上をもちまして、令和2年度栃木市一般会計補正予算（第3号）に係る所管関係部分についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） では、19ページのマイナポイント普及啓発事業費ということでチラシを作成して、1万枚でしたか、針谷議員の質疑のときに伺いまして、先ほど歳入のところでは9月からということでは言われたのですけれども、今回この印刷なのですが、啓発をして栃木市が何かをやることあるのかどうか、これ国からのマイナンバーカードを持っている方のキャッシュカードにポイントをつけるというものだったかと思うのですけれども、啓発をして栃木市が何をやればいいのか、中身についてお伺いいたします。

○委員長（中島克訓君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） お答えを申し上げます。

すみません。1点、まずチラシについては8万枚でございます。申し訳ありません。8万枚を予

定しております。現在、国の消費活性化策の一つということでマイナンバーカードの普及、それからキャッシュレス決済の普及ということを目的に予定されている事業でありまして、9月からプレミアム分のポイントが加算されるという事業でありまして、そのためにはマイナンバーカードを持っているだけではなくて、改めて所要の手続が必要になります。そのためのお知らせを市としてチラシを広報紙に折り込んでチラシをお配りする、それから適宜目につく窓口等に配布させていただく、それからこれは所管外といいますか、市民生活課のほうで実際にマイナンバーカードを発行する課のほうでの取組になりますけれども、今回補正予算でも上げさせていただいております会計年度任用職員を配置して、手続のサポートをさせていただくということでございまして、市としてはあくまでも国が進めるこのマイナポイント事業の普及促進を図るということをその国庫補助を、国の金を使ってチラシを作ったり、職員を配置して、その普及促進を図るということでございまして、特段それ以上何か実施するというのではなく、あくまでも普及促進ということに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 自分でマイナンバーカードを持っていて、パソコンとか、自分でできる人はいいかと思うのですけれども、高齢者の方だって身分証明書になるということでカードを結構作られている方いらっしゃると思うのですけれども、今おっしゃったように9月から来年の3月までの期間でポイントをつけるという事業ですよね。そうすると、あっという間に日にちだけがたってしまって、せっかく持っているのに利用できないで終わってしまうということのほうが多いかと思うのですけれども、そういったできない方たちのサポートも市のほうで考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） お答えを申し上げます。

窓口の対応になりますが、先ほど申し上げました会計年度任用職員を配置して、さらに専用のタブレット端末ですとか、パソコンを窓口にも用意いたしまして、所定の手続というふうに申し上げましたけれども、改めてマイキーIDというまたパスワード的なものを設定しなければならない、スムーズにいけば5分、10分の話だと思うのですけれども、なかなか慣れていらっしゃる方、私なんかも実際そうなのですが、ちょっと分かりにくいところもありますので、窓口にお越しになった方に親切丁寧なサポートに努めていきたいというふうに思っております。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） ありがとうございます。これから印刷する8万枚の中にも、そういうやり方もできるよということを入れていただくと、何かせっかく作ったのに無駄にならないかなと思うので、丁寧な啓発の印刷をお願いしたいと思います。

次もいいですか。

○委員長（中島克訓君） 今の要望で。

○委員（入野登志子君） 要望です。続けていいですか。

○委員長（中島克訓君） 引き続きどうぞ。

○委員（入野登志子君） すみません。その下の住民情報システム管理費につきまして、質疑で針谷議員のほうから言われました、国外に出た方がなくなるということのシステム改修だということなのですけれども、これって最初当初予算にも改修委託ということで出ているのですけれども、今回補正で上げるということは、初めの部分で分かっていなかったのでしょうか。突然のように補正を組まなければいけないことだったのでしょうか。お伺いいたします。

○委員長（中島克訓君） 須見情報システム課長。

○情報システム課長（須見 誠君） お答えいたします。

これにつきましては、戸籍のほうにつきましては、やっている会社のほうである程度準備をしておりましたので、当初予算のほうに入れておりましたが、住民台帳のほうにつきましては開発のほうが遅れていまして、今回上げたような形になります。それに合わせまして、国のほうから補助金が出ておりますので、歳入のほうも立てたという形になっております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 最後に針谷議員が委託先はって言われて、止められてしまったのですけれども、今やっている会社ということで言われたのですけれども、このやっている会社が委託先ということよろしいのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 須見情報システム課長。

○情報システム課長（須見 誠君） そのとおりでございます。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

○委員（入野登志子君） 委託先はどこかって聞いてもよろしいですか。

○委員長（中島克訓君） 須見情報システム課長。

○情報システム課長（須見 誠君） この事業につきましては、株式会社TKCが行っておりますので、こちらに依頼する予定でございます。

以上です。

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑はございませんか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） すみません。防災のほうで消防費……

○委員長（中島克訓君） ページ数を。

○委員（入野登志子君） 39ページです。歳入のところでも説明伺いましたけれども、防災事業費と

ということでコミュニティ助成事業補助金200万円がいいのかな、これって先ほど説明では、泉町の自主防災組織の資機材ということで言われたのですけれども、200万円がこの泉町の防災組織に、要望があったからだと思うのですけれども、ぼんといくものでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 間中危機管理課長。

○危機管理課長（間中正幸君） ご質問についてでございますが、基本的にこちらのほう自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金が財源という形になっておりまして、全額泉町自主防災会のほうに交付されるという形になります。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） そうしますと、今回は泉町の自主防災組織でありますけれども、栃木市にもたくさん自主防災組織つくっているところがあると思うのですけれども、そういったところの要望に対しては、今回は泉町、次はここというふうに順番というのですか、なっているのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 間中危機管理課長。

○危機管理課長（間中正幸君） こちらの自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金につきましては、毎年8月頃に募集要項のご案内されまして、それから私どものほうで10月が申請終了の提出締切りということになりますので、自主防災組織の各代表宛てにこのような案内が来ておりますということで、ご検討いただけませんかということでご案内を差し上げて、申請をいただいているような次第でございます。当然申請していただいても全国的な助成金ということでございますので、全て採択されるというわけではありませんので、採択はその翌年の4月頃に採択という形になりますので、判明した時点で手続を開始するというような形になっております。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 今回泉町で200万円いくわけですけれども、多いのか少ないのかよく分からないのですけれども、要望があった分だけ、今回は200万円だけれども、これ以上ありましたというときもあったかと思うのですけれども、そういったときの対応はどのようにされているのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 間中危機管理課長。

○危機管理課長（間中正幸君） こちらの自治総合センターの助成金につきましては、本事業につきましては上限額が定められておりまして、基本的に30万円から200万円が上限という形になりますので、10万円単位ということになっておりますので、泉町の自主防災組織につきましては200万円ちょっと、二百何万円というような計画枠だったのですけれども、200万円で打ち切りになって交付されるというような形になります。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第40号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第40号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ご苦労さまです。ここで執行部が退席しますので、ちょっとお待ちください。

〔執行部退席〕

○委員長（中島克訓君） どうですか。ここで暫時休憩しますか。

では、ここで暫時休憩をします。

（午前11時19分）

○委員長（中島克訓君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時35分）

◎陳情第1号の上程、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第6、陳情第1号 日本政府及び国会に対し、「日米地位協定の抜本的見直しを求める」よう意見書提出を要請する陳情書を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

岩崎書記。

〔書記朗読〕

○委員長（中島克訓君） ありがとうございます。

これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ご意見等がありましたら、ご発言願います。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 私は、この陳情書は採択すべきだという立場でお話というか、討論させてもらいます。もうここに書いてあることは全国知事会でも出している、そのとおりだなというふうに

思っております。いろいろ調べ上げるうちにやっぱりこの法律自体も60年を経過しているということもあります。相手があつての交渉になるかと思えますけれども、今までの不平等さ、または裁判権の第一次裁判権が向こうのアメリカのほうにあるということも問題だと思えます。そういうものがここで大分数年前から噴出してきておりますので、見直しをしていただくというふうな陳情書を要請するところであります。

以上です。

○委員長（中島克訓君） ほかが発言がありましたら、お願いいたします。

青木委員。

○委員（青木一男君） 私は、不採択すべきという意見をさせていただきます。この日米地位協定というのは日米安保の中で、先ほど言われましたように60年前、1960年ですか、に策定された制度でありまして、その中には近年ではアメリカ兵士による沖縄で暴行事件とかいろいろヘリコプターの墜落とか、あとは事故のひき逃げ等があったという事件は承知しております。そういった中で、やはりその中でいろいろ議論された中で若干の改正はあったみたいですが、改定はないということで60年ずっと来ていたということで、不平等感はちょっと感じられる部分もありますが、やはりただまたその辺も踏まえまして、この陳情書の趣旨は理解できますが、国と地方の役割分担という中の原則で、地方自治法第1条の2の国と地方自治体の役割の中に、国は国際社会における国家として存立に関わる事務を担うというふうにあります。地方自治体は、住民の福祉向上に力を注ぐという、ちょっと表現がふさわしくないかもしれませんが、そういったことがあります。これを踏まえまして、外交とか防衛というのは、そして生命を守るということは、安全保障に関することは国が行うべきであるというふうに感じております。当然私たち地方議会でも、これは本当に真剣に考えなくてはならないことではあります。ただ、この陳情書の中に航空法とか環境法とか含まれておりまして、本当に深くて広い問題なのかなというふうに思っております。私たちがそれを理解せずに安易に提出するのはいかがかなというふうに思いまして、私は不採択とすべきと思っております。

○委員長（中島克訓君） 不採択ですね。ありがとうございます。

ほかが発言がありませんか。

○委員（天谷浩明君） 別に反論するわけではないのですけれども、やはり地方議会だからこそそのことが大事だということはやっぱり認識したほうがいいかなと。国のほうがやっているのが何でも合っているのだというふうには私は考えておりません。やはりそれは民意というものもあって、当然その地方自治体の上に成り立っているというふうに感じております。やはりここは全国知事会も一応そういうことで提出したということもありますので、それに準じて、言ってもいいのかなというのはいつあります。

ただ、この栃木市議会でやっぱりここは、いつもそうなのですけれども、変えなければいけない時期なのではないかなと、日本中で。それにはいい機会だなというふうに思っております。ぜひと

も採択ということでご賛同得られればよろしいかなと思います。

○委員長（中島克訓君） ほかがございませんか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） この日米安全保障条約、これは上位法になるわけですがけれども、これは国の外交、防衛に関する専権事項、まずそれが1点。

それと、日本国内には多数基地が存在し、騒音問題とか、そういった部分も議論されているのは事実でございます。しかしながら、我々が日々安全に生活できているのは、この日米安全保障条約というものが存在するという部分がかなり大きな部分でございます。ですから、今回の陳情に関しましては、この地位協定、下の法律でございますけれども、不採択という立場で考えております。

○委員長（中島克訓君） ありがとうございます。

ただいま3人の委員から意見がございましたけれども、もっと多くの委員の皆さん方からも意見をいただきたいと思うのですが、ご意見がありましたら、ぜひ意見を述べていただきたいと思います。どうでしょう。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 私も不採択の立場であります。まず、やっぱり日米地位協定、抜本的な見直しを求めるとなると、どこをどういうふうに、この文章にはルートとか、もっとこうしてほしいとかという要望が書いてあるのですけれども、やはり外交的なものかなと思うので、国のほうでしっかり取り組むべき問題であると思うので、栃木市から出すということではなくて、国にしっかり取り組んでもらいたいという思いがありますので、不採択ということで私は考えています。

○委員長（中島克訓君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 私も天谷委員の内容には同調するところなのですが、やっぱり範囲が広過ぎるというのが第一印象なのです。日米地位協定の抜本の見直しというところは、イコール日本の置かれている立場、戦後ですよ。アメリカ軍が日本の安全を守るよということでいろんな協定、ルールを決めて制定して60年間、こういう問題というのは沖縄の小学生の女の子の暴行事件だとか、過去本当にいろいろあったのですけれども、60年間かけて何も改善されていない、イコールこれは私が思うところは日本が真の独立ですとか、やっぱり対米従属の脱却を目指した、もう憲法9条だとか日米安保条約の改定、解消をセットで検証していかないと、なかなか進んでいけないのではないかなというのがちょっといろんなの読んだら、そういう感性を持ったのです。別に丸投げするわけではなくて、声を上げるという意味ではいいと思うし、これに直属するところというのは沖縄がやっぱり一番あれなのかな、同じ日本に住んでいて、栃木県が無視していいのかということではなくて、もうちょっと勉強していかないといけないのかなと。国がやっぱり主導を取ってやっていく話なのかなというのを感じて、この地位協定の抜本の見直しだけではちょっと不採択という感覚かなと思います。

○委員長（中島克訓君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 皆様のお話に丸々賛同というか、日頃ずっと思っていることなのですが、私の中の最終的な不採択という気持ちの判断になった理由が、陳情者の安保破棄栃木県実行委員という、そのネーミングにちょっと主義主張が強いのかなと感じてしまいまして、私としては皆さんと気持ちは同じなのですが、最終的にそこにちょっと引っかかりを持ちまして、不採択とさせていただきます。

○委員長（中島克訓君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 皆さんからいろんな意見が出たわけでございますけれども、私も総合してこの件については、国の関係もありますので、不採択がよろしいのかなと思っております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） ありがとうございます。

今全委員さんのほうから意見が出ました。まだもうちょっと発言したいというふうなことがありましたらば、何なりと。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） また反論ではないのですけれども、過激な言葉とか云々確かにそういうのはあろうかと思えます。今回は、やっぱり全体を平らに見たときにどうかなというふうな考えでよろしいかなと私は思っています。結局この要望書が上がったから国がどうのこうのというのは分からないのです。取りあえず意見を出す、発信していくことが大事だということを思いまして、採択をすべきだというふうに思っています。多分皆さんいろいろ苦慮はしているのでしょうけれども、沖縄の問題だけではなく、やっぱり横田基地の話もあるだろうし、そういうものを含めていけば多分皆さんも本当は賛成したいのだろうなというふうに思いますけれども、そういう意味でも文章の強い弱いはずれにしても、この内容をある程度重視してもらいたいというふうに思っております。賛成の立場でお話ししました。

○委員長（中島克訓君） ほかにご意見がありましたらば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 意見がないようですので、ただいまから陳情第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

賛成	天谷浩明
反対	大浦兼政 青木一男 入野登志子 関口孫一郎 梅澤米満

福田裕司

○委員長（中島克訓君） 起立少数であります。

したがいまして、陳情第1号は不採択とすべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（中島克訓君） 以上で当常任委員会の審査は全て終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

(午前11時50分)